



「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」一部改正案の概要

内閣官房 地理空間情報活用推進室



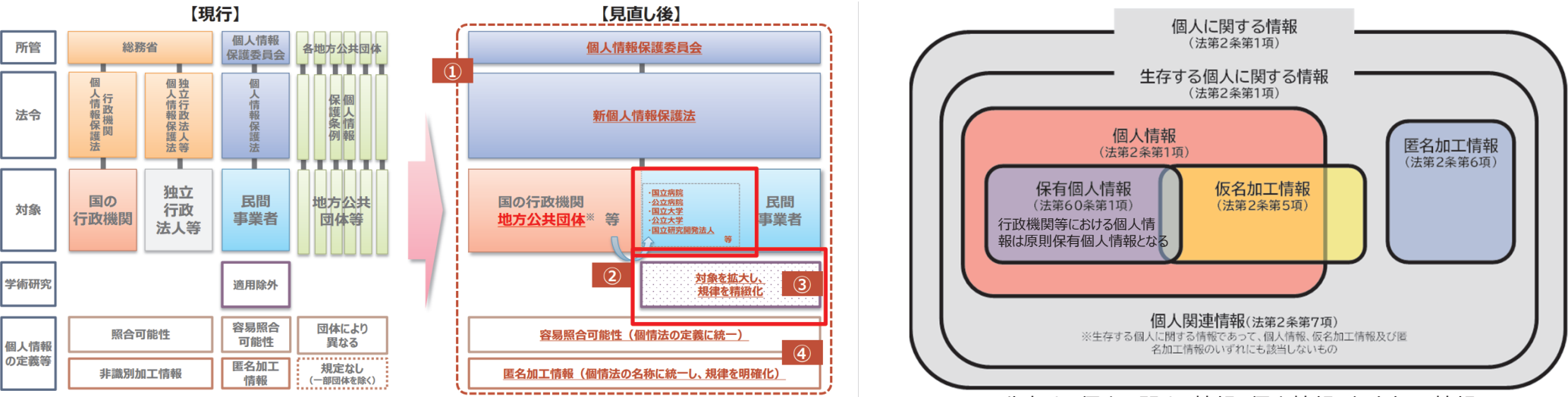
1. 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドラインについて

- 「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）は地理空間情報活用推進基本法や地理空間情報活用推進基本計画をふまえ、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインとして策定（平成22年9月地理空間情報活用推進会議決定）。今回が初めての改正。

項目	内容
目的・適用範囲	・<u>地理空間情報に係る個人情報該当性、個人情報を含む地理空間情報の利用・提供を行う際の個人情報保護法制に基づく適正な取扱いを行うための指針を示すことにより、地理空間情報の活用推進と個人の権利利益の保護の両立をはかることを目的とする。</u> ・行政機関等が取り扱う地理空間情報を当該行政機関等の内部で利用・提供する場合、他の行政機関等に提供する場合及び行政機関等以外の第三者に提供する場合を対象とする。
位置付け	・地理空間情報活用推進基本法第15条において、「<u>国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保</u>」のための施策を講ずるものとする」旨規定されており、第1期地理空間情報活用推進基本計画において、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定することとされていることを受けて策定された。 ・本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、あくまで行政機関等が保有する地理空間情報の利用・提供を行う上で望ましいと考えられる<u>個人情報の取扱いに関する標準的な考え方を整理したもの</u>。
構成 (改正後)	1章 目的 2章 本書の読み方 3章 地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律 4章 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方 5章 地理空間情報の提供・流通にかんがみた段階別の個人情報等の適正な取扱いのための方策 6章 その他

2. 改正ガイドラインのポイント① 令和3年改正個人情報保護法への対応等

- デジタル社会形成整備法によって、**行政機関個人情報保護法が廃止**され、**民間部門・公的部門に分かれていた法令が個人情報保護法に一元化**されたことから、**法令名等を全面的に修正**。
- 平成22年以降に規定された**「仮名加工情報」「匿名加工情報」「個人関連情報」**についても記述を追加。



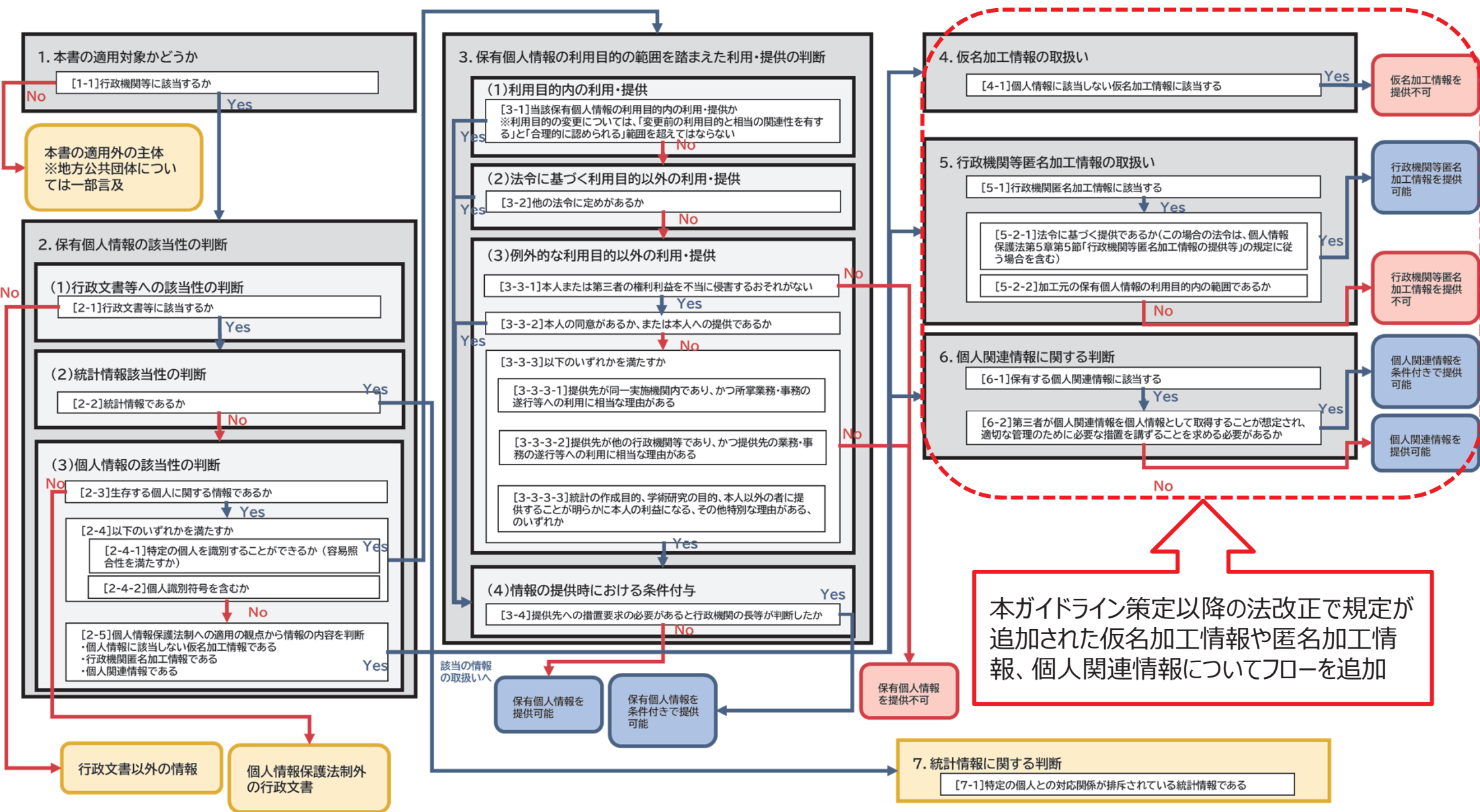
出所) 個人情報保護委員会「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」概要資料」

生存する個人に関する情報と個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報ならびに個人関連情報との関係 (※)

項目	概要
個人に関する情報	氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、 ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報 であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない
個人情報	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。） 又は個人識別符号が含まれるもの
仮名加工情報	個人情報を 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない ように個人情報の保護に関する法律施行規則で定める基準に従って加工して得られる個人に関する情報
匿名加工情報	個人情報を特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該 個人情報を復元して特定の個人を再識別することができない ようにしたもの
個人関連情報	生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

3. 改正ガイドラインのポイント② 個人情報保護法制に基づく情報の提供可否の判断フロー

- 本ガイドラインでは、法改正を反映した地理空間情報の保有個人情報該当性、その利用目的の範囲を踏まえた利用・提供の可否等を判断する基本的な考え方をフローチャートとして整理し、その内容を解説。





4 . 改正ガイドラインのポイント③ 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

- 本ガイドラインでは、主な地理空間情報の個人情報該当性、利用・提供に関する基本的考え方を記載。
- 3D都市モデルの整備等でオープンデータ化が進展している都市計画基礎調査に基づく土地利用現況及び建物利用現況について追記。

【例】主な地理空間情報	個人情報該当性の考え方
4.1 地図 (1) ハザードマップ	・ハザードマップは災害のおそれのある地域や避難地・避難路等を掲載したものであり、個人に関する情報を含む可能性は少なく、通常個人情報に該当しない。 ・ただし、地方公共団体によって掲載されている情報が様々なので、ハザードマップが個人に関する情報を含み、容易照合性（※）を満たす場合には個人情報に該当する。
4.3 統計情報 (1) 国勢調査 (2) 住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数	・いずれも集計結果については、その過程において統計処理され、特定の個人との対応関係が排斥されており、個人に関する情報に該当せず、したがって個人情報にも該当しない。
4.4 空中写真・衛星画像 (1) 空中写真	・空中写真の現在の技術水準では、地上画素寸法 5 cm程度の撮影が可能となっており、人影程度のものが識別できるため、個人に関する情報が含まれる可能性があるが、個人を識別するには至らないため、通常個人情報に該当しない。 ・ただし、空中写真上に注記、地物等の情報を記載した「写真地図」を作成する場合において、記載する情報に個人に関する情報が含まれており、容易照合性（※）を満たす場合には、個人情報に該当することがある。
4.5 その他 (1) 都市計画基礎調査に基づく土地利用現況及び建物利用現況＜新規＞	・都市計画基礎調査に基づく土地利用現況及び建物利用現況については、直接特定の個人を識別できる情報は含まないが、個々の土地及び建物の位置、用途、面積等の属性情報が固定資産課税台帳や建築確認申請などから取得されたものである場合は、容易照合性（※）を満たす可能性があることから、個人情報に該当することがある。

（※）容易照合性：他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人が識別できること



5 改正ガイドラインのポイント④

・地理空間情報の利用・提供にかんがみた段階別の個人情報等の適正な取扱いのための方策

- 本ガイドラインでは、地理空間情報の整備段階、管理段階、利用・提供段階の各段階における個人情報等の適正な取扱いのための方策（利用目的の特定、アクセス権限の管理等）を説明。
- 利用・提供段階においては、技術的な措置を講ずることにより、個人識別部分が含まれている情報でも提供が可能となる場合があるため、その一部を紹介。

利用・提供段階における技術的な措置の例	概要
マスキング	・<u>個人識別部分を切り落としたり、覆い被せたりすることによって、第三者が閲覧できなくする加工措置</u> ・保有個人情報に対するマスキングを実施した情報は、措置の内容及び措置後の容易照合性の有無に応じて個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報、個人関連情報のいずれかに該当することとなり、いずれの場合も個人情報保護法制を遵守した対応が必要
レイヤ処理	・地理空間情報についてGISを活用した管理が可能である場合に、<u>個人識別部分とそれ以外の部分のレイヤを分けて管理を行い、個人識別部分に該当すると思われる項目が記載されたレイヤの表示や提供を制限する等の管理を可能とする措置</u>
統計処理 統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人情報保護法制の適用の対象外	・統計情報を作成する際の情報のグルーピング： <u>個人の識別につながる可能性がある値をグルーピングし、階級区分として表記</u> ・統計情報を作成する際の情報のトップ・コーディング： <u>個人の識別につながりやすい統計数値（例：統計上、特異な数値や特に大きな値、小さな値）について、「〇〇以上」あるいは「〇〇以下」としてまとめて表記</u> ・地域単位による集計： 町丁目単位、メッシュ単位等による集計区分による集計を施した数値として提供
画像の解像度低減	・プライバシーや防犯等の観点から一定の配慮が必要であると判断する場合には、<u>画像の解像度を低減して公開する等の措置が必要</u>



6. 今後のスケジュール

- 改正法第51 条による改正に係る部分（地方関係）の施行期日が令和 5 年 4 月 1 日であることをふまえ、本ガイドラインの**地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人に係る規定については今後見直しを行い、令和5年度の地理空間情報活用推進会議での改正を予定。**

	R 4 年度				R 5 年度				R 6年度以降
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	
個人情報保護法制	改正法施行 (国等) ガイドライン (地方等) 公表				改正法施行 (地方等)				
地理空間情報の活用 における個人情報の 取扱いに関する ガイドライン	ガイドライン (国等) 公表 (地理空間情報活 用推進会議決定)				内容をふまえ作成 ガイドライン (地方等) 公表 (地理空間情報活 用推進会議決定)				関連法令の 改正、社会 情勢の変化 等に合わせ 随時見直し を検討